東洋史研究
第五十四巻　第一號　平成七年六月發行

秦漢時代における博士制度の展開

――五經博士の設置をめぐる疑義再論――

福井重雅

一、問題の所在――まえがき――
二、秦代以前の博士官
三、前漢景帝以前の博士官
四、前漢武帝以降の博士官
五、問題の所在――あとがき――

一　問題の所在――まえがき――

『漢書』巻六武帝紀の建元五年（前一三六）五月の條と同巻一九上百官公卿表上博士の項に、「置五經博士」とあるわずか五文字をもって、この年時に五經博士が置かれたとする説は、從來ほとんど疑問視されることなく、今日いわば定説として公認されてきている。しかしかつて舊稿[1]において簡單に言及したように、ここで問題となるのは、このばあい五經と

は一體いかなる個々の經典を指し、それらにどのような博士官が任命されていたかという點について、右の文中には具體的に一切觸れられていないという事實である。

このような一節がいかに不自然で不可解な印象をあたえるかということは、少なくともつぎの二つの記事によっても增幅される。

第一は、同卷九九中王莽傳中における六經祭酒の記載との對比においてである。すなわちその始建國三年（一一）の條に、「六經祭酒、各一人を置く」とあり、それにつづいて、

琅邪の左咸は講春秋と爲り、潁川の滿昌は講詩と爲り、長安の國由は講易と爲り、平陽の唐昌は講書と爲り、沛郡の陳咸は講禮と爲り、崔發は講樂祭酒と爲る。（圈點、筆者。以下、同樣）

と記され、そこには春秋以下の六經の內容とそれに該當する各祭酒の本貫と姓名が示されている。もちろん時代の遠近や素材の精粗という撰述上の問題があったにせよ、『漢書』という同一の史料において、しかも同類の制度について敍述しながら、王莽のばあいと同樣に、建元五年の條において、班固はなにゆえ五經の各經名と博士名を明記し得なかったのであろうか。

第二の疑問は、同卷八八儒林傳のつぎのような末尾の贊文の中にも見出される。

贊に曰く、武帝の五經博士を立て、弟子員を開き、科に射策を設け、勸むるに官祿を以てして自り、元始に訖ぶまで、百有餘年、業を傳うる者寖く盛んにして、支葉蕃滋たり。……初め書には唯歐陽、禮には后、易には楊、春秋には公羊有るのみ。孝宣の世に至りて、復た大小夏侯尙書、大小戴禮、施孟梁丘易、穀梁春秋を立つ。元帝の世に至りて、復た京氏易を立つ。平帝の時又左氏春秋、毛詩、逸禮、古文尙書を立つ。

中略後の後半部に、書の歐陽以下、禮・易・春秋の四經とその學統が紹介されていることから、かつてこの贊文はこれらに文帝時代から存置されていた詩博士を加えて、武帝初年の五經博士の氏名を具體的に列記したものと考えられたこと

もあった。(2) しかし後述するように、文中の楊（何）は易博士に就任した形跡はなく、また后（蒼）は昭帝末期以後の禮博士にあたるから、右の贊文は建元年間當時の五經博士を列擧したものと見なすことはできない。この一節以下、班固は宣帝・元帝・平帝の各治世間の立學について言及しながら、もっとも肝要な武帝時代のそれについては、右のような不正確な記述に終始せざるを得なかったことになる。このように『漢書』における五經博士の設置をめぐる記事には問題があり、その具體的な記述を全く缺いている點からいって、きわめて不備な內容からなっているという事實に注意しなければならない。

とするならば、ここであらためて再檢討すべき問題は、武帝前後の各帝の時代に、いかなる經典が學官に立てられ、どのような人物がそれらの博士官に選任されたかということであろう。というのは、これまで當該制度の成立をめぐって數多くの論考(3)が世に問われてきているにもかかわらず、意外にもこの問題は從來ほとんど等閑視されてきた基本的な論點にほかならないからである。いうまでもなく、このような疑問を解明する一つの方法は、『史記』と『漢書』を中心に、五經の各自に任命された博士を可能なかぎり摘出整理することによって、その存在を確認しつつ、五經博士の成立にいたる過程を跡付けることであろう。このような文字どおり單純な作業を試みてみると、そこには前漢武帝による五經博士の設置という從來の著名な定說に對して、あらためて再考すべき問題が派生してくるように思われる。

二　秦代以前の博士官

考察の必要上、まず先秦から統一秦にいたる博士官の沿革をたどることにしたい。『漢書』百官公卿表上によると、

博士は秦官。古今に通ずるを掌る。秩比六百石。員多きは數十人に至る。

とあり、また『北堂書鈔』卷六七設官部博士所引の衞宏『漢舊儀』や『藝文類聚』卷四六職官部二博士所引の應劭『漢官儀』にも、ともに「博士は秦官」と記載されている。しかしすでに指摘されているように(4)、博士は實は秦において創設さ

れた官職ではない。すなわち『史記』巻一二八龜策列傳に付載される褚少孫の補を見ると、「夜半、龜來たり、夢に宋の元王に見えて曰く、我れ江の爲に河に使いせしも、幕網吾が路に當たり、泉陽の豫且我れを得たり……、と」とあり、つづいて、

元王惕然として悟め、乃ち博士衞平らを召して之れに問いて曰く、……、と。

という挿話が見出されるが、この記事によるかぎり、博士の存在は春秋時代にまで溯り得ることになる。しかし同巻一四十二諸侯年表や同巻三八宋微子世家によると、宋には元公のみで元王は存在せず、しかもこの話柄自體が後世の傳聞に屬することであるから、もちろんこの記事をただちに信用することはできない。しかし同巻一一九循吏列傳＝公儀休傳に、「公儀休なる者は魯の博士なり」とあり、また『淮南子』道應訓の高誘注に、「公儀休は故魯の博士なり」とある。一方、『漢書』巻五一賈山傳には、「賈山は潁川の人なり。祖父祛、故魏王の時の博士弟子なり」(5)と記載されている。他方、劉向『說苑』巻八尊賢には、齊王の召喚にさいして、「博士淳于髡、天を仰ぎ大笑して應ぜず」とあり、また董說『七國考』巻一田齊職官博士には、「五經異義に曰く、戰國の時、齊に博士の官を置く」とされているが、いずれもその典據は不明で問題はあるにせよ、公儀休・賈祛・淳于髡が魯・魏・齊の博士官であったらしいことが推考される。したがって博士は秦代にはじめて置かれた官位ではなく、すでに先秦時代に各國に存在していたことが明らかにされる。その意味から、『宋書』巻三九下百官志下に、「博士。班固は秦官と云うも、史臣案ずるに、六國の時、往々にして博士有り」と指摘されているのは、後代の史料であるが、正鵠を得た記事と見なしてよいであろう。このようにただ博士の官職一事を取上げただけでも、『漢書』はそれを正確に傳え殘していないことに注意したい。

秦の始皇帝の時代になると、後世、秦官と誤認されるほど、博士官をめぐる記事が著しく見出されるようになる。すなわち『史記』巻六秦始皇本紀（以下、『始皇本紀』と略稱）の二十六年（前二二一）の條に、「其れ帝號を議せよ」という敕命に對して、

丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰く、……臣等謹みて博士と議して曰く、云々。

と上言されているように、秦帝國の誕生と同時に、皇帝という名號の制定などにさいして、丞相らとともに、博士官がその重要な廷議に列席している。また同卷二八封禪書に、

帝位に卽きて三年、東のかた郡縣を巡り、騶嶧山を祠り、秦の功業を頌す。是に於いて徵して齊魯の儒生、博士七十人を從え、泰山の下に至る。諸々の儒生或いは議して曰く、……、と。始皇、此の議を聞き、各々乖異して施用し難しとし、此れに由りて儒生を絀く。

とあるように、卽位三年後の始皇帝二十八年（前二一九）に、有名な泰山封禪の儀式に際會して、儒生とともに、博士が登用されている。同樣に『始皇本紀』を見ると、その泰山封禪の歸途に、

南郡より江に浮かび、湘山の祠に至る。大風に逢いて、幾ど渡るを得ず。上、博士に問いて曰く、湘君は何の神ぞや、と。博士對えて曰く、之れを聞く、堯の女、舜の妻にして此に葬らる、と。

と記されているように、始皇帝の諮問に對して、博士が應答している記事も散見される。『續漢書』卷二五百官志二太常の項に、「博士は國に疑事有らば、問いを承けて對うるを掌る」と記されているが、このような職掌はすでに秦の時代に確立していたことが知られる。(6)

それではこれらの博士には、一體どのような學派の人物が選任されていたであろうか。それについては、『始皇本紀』の三十四年（前二一三）の條に、その一端を示すつぎのような記載を引用することができる。

始皇、咸陽宮に置酒す。博士七十人前みて壽を爲す。僕射周靑臣進み頌して曰く、他時、秦の地は千里に過ぎざりき。陛下の神靈明聖に賴り、海內を平定し、蠻夷を放逐し、日月の照す所、賓服せざるは莫し。諸侯を以て郡縣と爲し、人人自ら安樂し、戰爭の患い無く、之れを萬世に傳えんとす。上古自り陛下の威德に及ばざらん、と。始皇悅ぶ。博士齊人淳于越進みて曰く、臣聞く、殷周の王たること千餘載、子弟功臣を封じて、自ら枝輔と爲せり、と。今

陛下海内を有つも、而るに子弟は匹夫爲り。卒かに田常、六卿の臣有らんに、輔拂無くんば、何を以てか相救わんや。事古を師とせずして而も能く長久なる者は、聞く所に非ざるなり。今青臣又面諛し、以て陛下の過ちを重ねんとするは、忠臣に非ざるなり、と。始皇、其の議を下す。丞相李斯曰く、五帝は相復びせず、三代は相襲わずして、各々以て治まるは、其の相反するに非ずして、時變異すればなり。今陛下大業を創め、萬世の功を建てんとす。固より愚儒の知る所に非ず。且つ越の言は、乃ち三代の事にして、何ぞ法るに足らんや、と。

『史記』巻八七李斯列傳にもほぼ右と同じ内容の記事が見出されるが、そこには「博士僕射周青臣等、始皇の威德を頌稱す」とあるから、この周青臣が博士の一員であったことがわかる。しかも彼は郡縣制をはじめとして、始皇帝の功業を賛美しているから、いわゆる法家者流の博士であったらしい。他方、淳于越はそれに反對して、殷周時代の封建制の復活を進言した博士であった。このばあい、李斯がその反對意見を「固より愚儒の知る所に非ず」と罵倒している點を指摘するまでもなく、淳于越が儒家に屬する學者であったことは疑いない。この淳于越のように、始皇帝の面前で堂々と儒家的な自説を開陳できる博士が存在したということは、當時の政界が決して法家一色で塗りつぶされていたわけではなかったことを示している。この發言を契機に發生したいわゆる焚書令の方策は、いうまでもなく、「博士官の職する所に非ずして、天下に敢て詩書百家の語を藏する者有らば、悉く守尉に詣し、雜えて之れを燒かん」というものであるが、その文中にただ博士所藏の「詩書百家」の典籍だけは例外と見なされて、いわゆる秦火の厄を免れたということは、少なくとも始皇帝の治世下における儒家者流の博士の身邊には、その影響はなかったものと考えられる。

事實、當時、始皇帝は阿房宮の完成を直前にひかえ、さらに東巡して會稽山に頌德碑を建立することを豫定していたはずである。したがって『史記』封禪書に、「此れに由りて儒生を絀く」とあるように、たとえ泰山封禪にさいして儒者が貶斥されるという前例があったにせよ、落慶や建碑を目前にして、いぜんとして始皇帝は有職故實に精通する（はずの）儒家的な博士を必要としていたことはまちがいない。このばあい、『北堂書鈔』の博士の項に『晉中興書』を引いて、

「郭璞言う、秦の博士は教職を典り、禮儀の寄る所なり、と」という一文が參考にされる。したがって『始皇本紀』の三十五年（前二一二）の條に、「博士七十人あると雖も、特員に備わるのみにして用いられず」と記されているが、それら七十人の博士の中には、淳于越と同様に、儒家に屬する學者が多數存在していたことは、十分に想像されることである。『荀子』彊國篇を見ると、昭王の末年に秦を訪れた荀子は、秦相應侯すなわち范雎に對して、「秦の短とする所」として、「殆ど儒の無」い點を擧げている。このような前三世紀前半の戰國秦の國情と比較するとき、それ以後ほぼ遠くない始皇帝の時代に、いかに儒家的な博士が急增していたかということが髣髴とされるのではなかろうか。

もちろん當時の秦に置かれた博士は、ただ法家や儒家の學者にのみ限定されていたわけではない。『始皇本紀』の三十六年（前二一一）の條に、「始皇樂しまず。博士をして仙眞人の詩を爲らしむ」とあり、また『淮南子』道應訓の高誘注に、「盧敖は燕の人。秦始皇召して以て博士と爲し、神仙を求めしむ」とある博士は、おそらく神仙思想に密接する學者たちであった。また同三十七年（前二一〇）の條に、「始皇、夢に海神と戰い、人の狀の如し。占夢博士に問う」とあるように、博士の中には夢占いを專門とする人物も存在したらしい。『漢書』卷三〇藝文志諸子略名家の項に、「黃公、四篇、名は疵、秦の博士たり」とある黃疵は、おそらく名家に分類され得る博士であったであろう。(7) このように各種雜多な博士が存置されていたことは、漢代以降にはほとんど全く見られない現象であり、そこに始皇帝の治世下における博士官の獨自性や特色が存在したということができる。

ついで二世皇帝の時代になると、二人の博士が收集される。一人は『史記』卷九九叔孫通列傳に、

叔孫通は薛の人なり。秦の時、文學を以て徵され、博士に待詔す。數歲にして陳勝、山東に起こる。使者以て聞す。二世、博士、諸儒生を召して、問うて曰く、楚の戍卒、蘄を攻めて陳に入る。公に於いて如何、と。博士、諸生三十餘人前みて曰く、……、と。迺ち叔孫通に帛二十匹、衣一襲を賜い、拜して博士と爲す。

と記される叔孫通で、陳勝（涉）・吳廣の亂の起こった二世皇帝の元年（前二〇九）に、博士官に任命されている。別の一

人は同巻一二一儒林列傳＝伏生傳に、

伏生は濟南の人なり。故秦の博士たり。孝文帝の時、能く尚書を治むる者を求めんと欲するも、天下に有る無し。乃ち伏生の能く治むるを聞き、之れを召さんと欲す。是の時、伏生年九十餘、老いて行くこと能わず。

と述べられる伏生で、『尚書正義』巻一の疏に、「名は勝、秦の二世の博士」と注記されているから、その典據は不明であるが、おそらく二世皇帝年間の博士の一人に數えてよいであろう。

このうち前者の叔孫通は、「秦の時、文學を以て徵され、博士に待詔す」とあるように、「文學」の資格の所有者として登用されている。ここにいう文學とは、『韓非子』五蠹篇に儒者の學問として非難され、また『鹽鐵論』復古第六に「拘儒」と別稱されているように、先秦から漢代にかけて、儒家的な教養やその持主を意味する用語であったことはいうまでもない。事實、秦の滅亡後にあらためて漢の高祖に任用された叔孫通は、『史記』同傳の末尾に、「太史公曰く」として、「卒に漢家の儒宗と爲る」とまで揚言されている人物である。したがって彼が儒家に屬する博士であったことはまちがいない。しかも陳勝の擧兵というような國家の一大事の出來にさいして、二世皇帝がこの叔孫通を筆頭に、他の博士や儒生の意見を聽聞しているということは、狩野直喜氏も指摘するように、(8) 當時、彼ら儒者がいかに重用されていたかということを端的に物語るものであろう。

また後者の伏生は、『史記』巻一〇一鼂錯列傳と儒林列傳の雙方に、「尚書を治」めた學者であるとされている。事實、『漢書』藝文志六藝略書の項に、『史記』同傳と同じく、伏生は尚書を「壁藏」したが、漢の興起後、わずかにその「二十九篇を得」たにすぎなかったと傳えられている。(9) のちに五經の中の特定の一經のみに立脚するいわゆる專經博士が出現するようになるが、おそらくその濫觴はこの秦末の尚書學者伏生に求められるであろう。一方、その正確な年代は不明であるが、同様に『漢書』藝文志諸子略儒家の項に、「羊子、四篇、百章は故秦の博士」とあるように、秦の博士の中には、儒家に分類される著作を遺す無名の學者も存在していた。

秦末の陳勝・吳廣の亂の集團の中にも、博士官が設置されていたことは興味深い。すなわち『史記』卷四七孔子世家に、孔子の子孫の「子愼、鮒を生む。年五十七。陳王涉の博士と爲り、陳の下に死す」とあり、また『漢書』卷八一孔光傳にも、「鮒、陳涉の博士と爲る」とあるのがそれである。同樣に『史記』儒林列傳の太史公の序文に、「陳涉の王たるや、魯の諸儒、孔子の禮器を持し、往きて陳王に歸す。是に於いて、孔甲、陳涉の博士と爲り、卒に涉と俱に死す」と記され、また『鹽鐵論』褒賢第一九に、「孔甲、涉の博士と爲り、卒に俱に陳に死し、天下の大笑と爲れり」と嘲られている。孔子八世の子孫孔鮒、字は甲が、博士として陳勝に仕えたことは明らかであり、孔子の學統からして、その博士が儒學を專門とするそれであったことは付言するまでもない。

このように觀察してくると、秦代では、始皇・二世皇帝とその末期の混亂の時代を通じて、つねに儒學に立脚する博士が置かれ、重用されていたことが判明する。したがって從來ややもすれば秦代の儒學は、いわゆる秦の絕學に遭遇して、壞滅的打擊や致命的痛手を蒙ったかのように考えられがちである。しかし事實はそれとは反對に、彼らの多くは博士として尊重され、しばしば朝廷の大議や皇帝の諮問に關與して、儒學にもとづく發言を行うなど、他の學派に全く例を見ない活躍を示していたのである。儒學を主體とする博士官が出現し、その主流を占めるにいたるのは、すでに秦にその先蹤があったことを再認識しておく必要があるであろう。

三　前漢景帝以前の博士官

まず前漢の創業期には、初代高祖とつぎの惠帝によって任命された叔孫通と孔子襄の二人が、漢初の博士として名を殘している。前者の叔孫通は、上揭の『史記』叔孫通列傳によると、二世皇帝が「拜して博士と爲」したが、漢高二年（前二〇五）に「漢に降」ったのちに、再び「漢王、叔孫通を拜して博士と爲し、稷嗣君と號」した學者である。また後者の孔子襄は、同孔子世家によると、孔「鮒の弟子襄、年五十七、嘗て孝惠皇帝の博士と爲り、遷りて長沙太傅と爲る」と記

され、『漢書』孔光傳にも、「孝惠の博士、長沙太傅と爲る」と述べられる孔子の子孫である。このように叔孫通がかつての二世皇帝の博士であり、孔子襄が陳勝の博士であった孔鮒の弟であることからも明らかなように、漢代の博士官は基本的には秦代の制度をそのまま繼承したものであることに注意すべきであろう。

つぎの文帝の時代になると、博士に關して左の七種の記事を列擧することができる。

(一)、(文帝十六年)夏四月、文帝親ら灞渭の會に拜し、以て渭陽の五帝に郊見す。……而して博士、諸生をして六經を剡りて王制を作らしめ、巡狩、封禪の事を謀議す。(『史記』卷二八封禪書)

(二)、(後元年)詔して曰く、閒者數年、比りに登らず。又水旱、疾疫の災有り。朕甚だ之れを憂う。……其れ丞相、列侯、吏二千石、博士と之れを議し、以て百姓を佐く可き者有らば、意に率い思いを遠くし、隱す所有る無かれ、と。(『漢書』卷四文帝紀)

(三)、十五年、黃龍成紀に見わる。天子乃ち復た魯の公孫臣を召し、以て博士と爲す。土德の事を申明す。(『史記』卷一〇孝文本紀、同封禪書、同卷九六張丞相列傳)

(四)、廷尉乃ち言う、賈生年少くして、頗る諸子百家の書に通ず、と。文帝召して以て博士と爲す。(『史記』卷八四賈生列傳、同卷一二七日者列傳)

(五)、孝文帝の時、天下に尙書を治むる者無し。獨聞く、濟南の伏生のみ故秦の博士にして、尙書を治む、と。年九十餘、老いて徵す可からず。乃ち太常に詔し、人をして往きて之れを受けしむ。太常(鼂)錯を遣わし、尙書を伏生の所に受けて還らしむ。因りて便宜の事を上り、書を以て稱說す。(『史記』卷一〇一鼂錯列傳)

詔して以て太子舍人、門大夫と爲し、博士に遷す。(『漢書』卷四九鼂錯傳)

(六)、申公のみ獨詩經を以て訓を爲し以て敎う。……弟子の博士と爲る者十餘人。(『史記』儒林列傳=申公傳)

文帝の時、申公の詩を爲むること最も精しきを聞き、以て博士と爲す。……申公、博士と爲るも、官を失い郢客に

隨いて歸り、復た以て中大夫と爲る。（『漢書』卷三六楚元王傳）

(七)、韓生は燕の人なり。孝文帝の時、博士と爲る。……韓生、詩の意を推し、而して內外の傳數萬言を爲る。（『史記』儒林列傳＝韓生傳）

以上の各文章から少なくともつぎの二點が抽出される。第一は、(一)・(二)の記事の示すように、この當時の博士たちが、「巡守、封禪」の「謀議」に加わり、丞相らの高官とともに、國內の災害をめぐる皇帝の諮問にあずかっている點である。さきに見てきたように、秦の博士官は皇帝號の創定をめぐる會議に出席し、泰山封禪の一部に隨伴していたが、このような制度や慣行は文帝のころに復活している。

第二は、秦初の雜多な博士の存在と相違して、このころまでには儒家以外の博士が姿を消し、しかも特定の經典を專業とする博士が輩出してくることである。すなわち惠帝以前の時代は、伏生を唯一の例外として、ただ「博士と爲る」と紹介されるのみで、その博士が一體いかなる經典を得意としていたのか、一切特定されないのが通例であった。もちろん、當時、漢土德說を唱えた(三)の公孫臣やただ「諸子百家の書に通ず」と記されるのみの(四)の賈誼のように、必ずしもその專經を確定し得ない博士が存在していたことも事實である。しかし(五)の鼂錯は尙書、(六)の申公（培）は魯詩、(七)の韓生（嬰）は韓詩を得意としているように、文帝のころになると、書・詩のような一經のみを專門とする博士が任用される傾向が芽生え、しかもそれがしだいに定着するようになった經緯が看取される。

このように先秦以來の博士官の沿革を跡付けてくると、この文帝時代を分岐點として、その制度の上に、過渡期や變革期ともいうべき一時期が發生していることに注目される。すなわちそれはつぎの三つの史料の中からもかい閒見ることができる。

第一の史料は、『漢書』卷三六楚元王傳＝劉歆傳で、その「移太常博士書」に、

孝文皇帝に至りて、始めて掌故の朝（鼂）錯をして伏生に從いて尙書を受けしむ。尙書初めて屋壁より出るや、朽折

散絶せり。今其の書は見在するも、時の師は傳えて讀むのみ。詩始めて萠芽す。天下の衆書往々にして頗る出で、皆諸子傳說なり。猶廣く學官に立て、爲に博士を置けり。

とあるのがそれである。ここに「孝文皇帝」の時代になって、「尙書初めて屋壁より出」たり、「詩始めて萠芽」するにいたったことが、「初」と「始」の二字によって強調されている。このことは書や詩にのみ限定してはじめて博士が專任されたという、當時の經學の趨勢に對應するものではなかろうか。そしてこの時代に、「天下の衆書往々にして頗る出で、皆諸子傳說なり。猶廣く學官に立て、爲に博士を置けり」と述べられているのは、當時における博士制度の活潑な展開を示すものであろう。この書信內容の當否はともかく、前漢末期の學者劉歆が、文帝時代を博士制度の一轉期と見なしていたことは疑いない。

第二の史料は、趙岐「孟子題辭」である。

孝文皇帝、……論語、孝經、孟子、爾雅に皆博士を置く。後に傳記博士を罷めて、獨五經を立てり。

ここには「天下の衆書往々にして頗」出したという右の劉歆の發言內容と一脈あい通ずるものがあるが、『論語』以下の各典籍に博士官が置かれたとする記述には問題がないわけではない。(10) しかし後漢最末期の經學者趙岐にとっても、文帝時代は博士が活潑に新設された一劃期と認識されていたことがわかる。そしてともに博士の設置について言及しながら、これら前漢・後漢の末期のそれぞれ二つの記事の中に、武帝による五經博士の設置を明記した文章が全く示されていないことに注意したい。

最後に第三の史料は、『後漢書』卷四八翟酺傳に見える左の上言の一節である。

初め（翟）酺の大匠と爲るや、上言す、孝文皇帝始めて五經博士を置く。武帝大いに天下の書を合し、而して孝宣六經を石渠に論ぜり。學者滋々盛んにして、弟子萬もて數う、と。

ここでもっとも注目されるのは、「孝文皇帝始めて五經博士を置く」と明記されるように、『漢書』武帝紀の記事と眞

向から對立して、意外にも文帝が五經博士を開設したと「上言」されていることである。(11) この文帝治下の五經博士の設置という異說は、看過すべからざる重要な問題を含むものと思われるので、小論の最後に再び觸れることになろう。

儒學の經典の中の一經に精通する學者をもって博士に採用するという傾向は、つぎの景帝治世においても、さらに著しく見出されるようになる。『史記』儒林列傳に記述されるつぎの三名の儒者の經歷は、そのような動向を如實に反映した好例といってよい。

(一)、清河王の太傅轅固生は齊の人なり。詩を治むるを以て、孝景の時、博士と爲る。

(二)、董仲舒は廣川の人なり。春秋を治むるを以て、孝景の時、博士と爲る。

(三)、胡毋生は齊の人なり。孝景の時、博士と爲るも、老いたるを以て歸りて教授す。齊の春秋を言う者は、多く胡毋生に受く。

これら三つの文中、(一)の轅固生は詩（齊詩）、(二)の董仲舒と(三)の胡毋生はともに春秋（公羊傳）の專門家として、博士に選任されたことが知られる。『史記』儒林列傳の序文に、「太史公曰く」として、

然るに孝文帝、本より刑名の言を好む。孝景に至るに及んで、儒者に任ぜず。而して竇太后も又黃老の術を好む。故に諸博士は皆員に備わりて問いを待ち、未だ進む者有らず。

と述べられているから、もちろん右の三名以外にも、當時、無名で所屬經典の不明の「諸博士」が、數多く存在していたことは推測にかたくない。しかし景帝時代の博士として、『史記』儒林列傳に立傳されるほどの學者が、「……を治むるを以て、……博士と爲る」とあるように、いずれも所依の經典と關聯づけて記述されているということは、博士と一定の經典との相關性が顯在化し、それにもとづく博士の就官がようやく慣例化するようになったという事情を物語るものであろう。

以上に概觀してきたことを振り返りながら、あらためてここでその要點をまとめておきたい。まず第一に、博士という

官職自體は、すでに先秦時代に二、三の國々に置かれていたが、それはあらためて秦にも繼承されて、各種多數の博士を輩出するようになった。とくに始皇帝時代の淳于越や二世皇帝時代の叔孫通によって代表されるように、それらの中には儒家に屬する博士が存在し、國家の大議や皇帝の垂問に參與するなど、彼らの意見や對策が尊重され、採用されることが少なくなかった。

第二に、前漢においても、建國當初からひきつづき儒家出身の博士が重用された。それらの儒家的な博士官には、當初は必ずしも一定の經典に依據する學者のみが登用されたわけではなかったが、文・景二帝の時代になると、詩・書・春秋のいずれか一經を家法とする學者が、その經典名に特定されて選用されるという傾向が一般化し、しだいに定則化するようになった。以上の二點である。

このように論點を整理してみると、これら二點に關聯して、おのずからつぎの二つの問題が派生してくるように思われる。

その一に、通說のように、もし武帝が建元五年に儒學を基本とする五經博士を設置したとするならば、それはとくに儒學を偏重して、そのために博士の官職を新設したことに意義があったということではない。というのは、すでに秦や漢初においても、儒者は他派の學者には見られない高い處遇を受けていたのであるから、とくにこの時點において、儒家的な博士がはじめて一變して重要視されたことにはならないからである。したがって五經博士の設置という制度は、舊來の博士制度を改變して、儒學の經典の中で五種類の經典、すなわち五經のみを限定的に選別し、あらためてそれらに該當する學者を博士に任命するという方策を確立したことに意義があったとしなければならない。

その二に、すでに景帝の時代までに、詩・書・春秋の三經各自に博士が立てられていたのであるから、一經專門の博士の徵用という慣行は、武帝時代の創案になるものではない。とするならば、殘された問題は、武帝が既存の右の三經以外に、別に新たに易と禮の二經を選定し、實際にそれらに博士を補任しているか否かという、いわば單純な存否論に歸着す

る。要するに五經博士の設置とは、創設ではなく改制であり、三經に對する二經博士の追加という問題に盡きるのである。それでは武帝とそれ以降の時代に、はたして三經以外の經典の博士に指名された人物が檢證されて、文字どおり五經博士として成立することが確認できるであろうか。

四　前漢武帝以降の博士官

最初に指摘しておきたいことは、漢代の史料によるかぎり、建元五年の當時、現實に博士に在官していたことが確實視される學者は一人も存在しないという事實である。この點を念頭に置きつつ、まず詩博士の該當者の點檢からはじめることにしたい。

『史記』儒林列傳＝韓生傳を見ると、

是れ自りの後、而して燕趙の閒、詩を言う者は韓生に由る。韓生の孫商、今上の博士と爲る。

と略述されているから、韓嬰の孫の韓商が「今上」すなわち武帝時代の詩博士であったことはまちがいない。一方、同卷三〇平準書に、

是に於いて博士褚大、徐偃等を遣わし、曹を分かちて郡國を循行し、兼幷の徒、守相の吏（利）を爲す者を擧げしむ。

とあり、『鹽鐵論』刺復第一〇に、「博士褚泰、徐偃等、明詔を承け、節を建てて傳を馳せ、郡國を巡省す」とあって、この記事を裏付けている。ここに褚大（泰）とともに重出する徐偃は、『漢書』卷六四下終軍傳に、「元鼎中、博士徐偃、使して風俗を行る」とも記載されているが、『史記』儒林列傳＝申公傳によると、「獨詩經を以て訓を爲し以て教う」とされる文帝時代の詩博士申培の弟子であり、その「弟子の博士と爲る者十餘人」の中の一人にあたるから、彼が元鼎年閒前後の詩博士であったことは確實である。他方、『漢書』卷二一上律曆志上を見ると、

武帝の元封七年に至りて、漢興りて百二歲。……是の時、御史大夫兒寬、經術に明らかなり。上迺ち寬に詔して曰

く、博士と共に、今宜しく何を以て正朔と爲し、服色は何を上ぶべきかを議すべし、と。寛、博士賜等と議す。

とあるが、文中の「博士賜」が魯賜を指すとするならば、同儒林傳＝申公傳によると、彼もまた申培の弟子の一人で、のちに東海太守に遷進した學者であるから、元封七年（前一〇四）當時の詩博士の一員に加えてよいかもしれない。

つぎに書博士の就任者について一瞥すると、まず張生の名が擧げられる。ただし『史記』儒林列傳＝伏生傳を見ると、

伏生、濟南の張生及び歐陽生に教う。……張生も亦博士と爲る。而して伏生の孫、尙書を治むるを以て徵さるるも、明らかにする能わず。

と略述されるだけで、彼がいつ博士に任命されたか判然としない。しかしその前後の文脈から張湯や兒寛とほぼ同時代人であると推測されるから、張生は尙書學者伏生の弟子として、武帝年間に書博士に就任した一人であったと見なされる。ついで同じ書博士として、孔延年・孔安國の兄弟が擧げられる。すなわち『史記』孔子世家に、

（孔）武、延年及び安國を生む。安國、今の皇帝の博士と爲り、臨淮太守に至る。

とあるのがそれである。『漢書』孔光傳によると、「安國、延年、皆尙書を治むるを以て、武帝の博士と爲る」と記されているから、このばあい延年を含めて、彼ら二人がともに當時の書博士であったと推定される。ちなみにこのように孔子の子孫がもっぱら書によって博士に任命されていることは、當時少なくとも五經の中では尙書が孔家の經學の中心を占めていたことを類推させるものがある。

つぎに春秋博士の在官者を調査すると、『史記』卷一一二平津侯列傳に、

丞相公孫弘は齊の菑川國薛縣の人なり。……年四十餘にして、乃ち春秋の雜說を學ぶ。後母を養いて孝謹なり。建元元年、天子初めて位に卽くや、賢良文學の士を招く。是の時、弘年六十。徵されて賢良を以て博士と爲る。

と記される公孫弘の存在が擧げられる。文中に「春秋の雜說を學ぶ」とあり、また同儒林傳＝董仲舒傳に、「公孫弘、春秋を治むること董仲舒に如かず」とあるから、彼の就任した博士の系統が春秋であったことは明らかである。また「董仲

舒の弟子の逐ぐる者」とされる褚大は、前掲の『史記』平準書や『鹽鐵論』刺復にも登場するように、詩博士の徐偃とともに博士であったが、彼のばあいは董仲舒の弟子という關係からいっても、その學問系統が春秋（公羊傳）であったことは疑いない。なお『華陽國志』巻二蜀志に、「武帝時代に博士と爲」ったとされる張叔は、「春秋章句を作る」と記されているから、あるいは當時の春秋博士の一人に加えてよいかもしれない。以上のように、武帝年間においても、それ以前の時代と同様に、詩・書・春秋の三經に配置された博士官は、いずれもその具體的な氏名を検出することが可能である。

それではつぎにあらためて易・禮二經に關聯する博士の存否について検證することにしたい。まず易については、『史記』儒林列傳＝楊何傳に見えるつぎの一節に注目される。

孔子卒して、商瞿、易を傳うること六世。齊人田何、字は子莊に至る。而して漢興るや、田何、東武の人王同子仲に傳う。子仲、菑川の人楊何に傳う。何は易を以て元光元年徵されて、官は中大夫に至る。齊人即墨成、易を以て城陽相に至る。廣川の人孟但、易を以て太子門大夫と爲る。魯の人周霸、莒の人衡胡、臨菑の人主父偃、皆易を以て二千石に至る。

その師弟關係はやや煩雜であるが、要するに楊何が「易を以て元光元年徵されて、官は中大夫に至」って以來、即墨成以下五名の人物は、いずれも「易を以て」、城陽相・太子門大夫・二千石に就官したと傳えられているが、そこには博士に任命された形跡のある人物を一名も見出すことはできない。同巻六七仲尼弟子列傳によると、「（楊）何、元朔中、易を治むるを以て漢の中大夫と爲る」とあり、そこに元光と元朔という文字の異同が見受けられるが、いずれにせよ楊何が中大夫に就任したとされる點に變りはない。「易を言う者は楊何の家に本づく」とされる斯學の權威であった楊何ですら、このように建元五年直後の時代に、「易を以て……徵さ」れながら、易博士ではなく中大夫に就任したと記述されるのみである。

ついで禮については、『史記』儒林列傳に見えるつぎの文章が參考にされる。

諸々の學者多く禮を言う。而して魯の高堂生最たり。……孝文帝の時、徐生、容を以て禮官大夫と爲る。子に傳え、孫の徐延、徐襄に至る。襄、其の天姿善く容を爲せども、禮經に通ずる能わず。延、頗る能くするも、未だ善からず。襄、容を以て漢の禮官大夫と爲り、廣陵內史に至る。延及び徐氏の弟子公戶滿意、桓生、單次、皆常て漢の禮官大夫たり。

この記事によると、文帝時代に徐生が禮官大夫に就任して以來、その孫の徐襄や延をはじめとして、公戶滿意以下の學者がいずれも禮官大夫に任命されていることに注意される。この禮官大夫は『漢書』百官公卿表や『續漢書』百官志などに著錄されていないので、その職掌や官秩などについては不明である。(12) しかし『漢書』卷五景帝紀の景帝元年（前一五六）十月の敕令に、「其れ丞相、列侯、中二千石、禮官と禮儀を具して奏せよ」とあり、また同武帝紀の元朔元年（前一二八）十一月の詔書に、「其れ中二千石、禮官、博士と擧げざる者の罪を議せよ」とあるように、禮官とは文字どおり禮に關する官位であったらしく、しかも博士と區別して併記されているから、禮官大夫を博士と同一の官名と見なすことはできない。とするならば、そもそも「禮を言い、……禮經に通ず」る學者は、それに相應する初任官として、禮官大夫に命じられるのが、當時の一般的な官途であったと考えなければならない。(13)

以上、多少單調な引證に終始してきたが、要するに武帝時代の博士官としてその存在がほぼ確實視されるのは、詩の韓商・徐偃・魯賜、書の張生・孔延年・孔安國、春秋の公孫弘・褚大ら合計八名である。一方、これに對して、ただ易と禮のばあいのみは、博士に任命されたと明記される學者は一例も檢出し得ないのである。したがってもし武帝時代に五經に配當される博士制度が確立していたとするならば、詩・書・春秋のばあいと同樣に、易・禮二經の博士の氏名が、史書にその痕跡をとどめるのが當然ではなかろうか。換言すれば、同じ『史記』という史料の中で、前三者には確實に博士に就任した學者たちの存在が記錄されているにもかかわらず、後二者にはその事實が全く證明され得ないのは、一體、なぜであろうか。このような疑問は、當時、はたしてそのような博士官が實際に存在していたかどうかという問題に對して、あ

らためて再検討すべき餘地を殘す結果となるはずである。逆にいえば、このような單純な疑問に對して、納得のいく十分な説明をなし得ないかぎり、建元五年における五經博士の開設という『漢書』武帝紀の記事は、無批判にこれを容認することはできないことになるのである。

このような武帝年間における博士の設置情況は、つぎの昭帝時代に入ると、どのような變化を示すことになるであろうか。まず詩・書・春秋の各博士について、順次その存否を確認しておきたい。

『史記』卷二〇建元以來侯者年表の卷末に付載される褚少孫の補を見ると、

蔡義、家は溫に在り、故韓詩を師受して博士と爲り、大將軍の幕府に給事す。……昭帝に韓詩を授け、御史大夫と爲る。

と記され、『漢書』卷六六蔡義傳にも、「詔して能く韓詩を爲むる者を求」めていた昭帝に對して、詩を「進授」したと述べられているから、蔡義は韓詩をもって詩博士に任命された一人であった。

また右と同じ褚少孫の補に、「韋賢、家は魯に在り。詩、禮、尙書に通じ、博士と爲りて授く。魯の大儒なり」とあり、『漢書』卷七三韋賢傳に、

（韋）賢は人と爲り質朴、少くして篤く學に志ざさんと欲し、兼ねて禮、尙書に通ず。詩を以て教授し、鄒魯の大儒と號稱せらる。徵されて博士と爲り、中に給事し、進んで昭帝に詩を授く。

とあるから、禮と尙書に「兼通」していたとしても、韋賢が昭帝時代の詩博士であったことはまちがいない。同儒林傳＝申公傳に、「韋賢は詩を治め、博士大江公及び許生に事う。……是れに由りて魯詩に韋氏の學有り」と見えるのも、彼の專門が魯詩であったことを裏付けている。

さらに同儒林傳＝瑕丘公江傳に、「瑕丘江公は穀梁春秋及び詩を魯の申公より受く。子に傳え、孫に至りて博士と爲る」という記事が見出されるが、『後漢書』卷二五卓茂傳を見ると、「（卓）茂、元帝の時に長安に學び、博士江生に事う」

とあって、その李賢注に、「江生は魯人江翁なり。昭帝の時に博士と爲り、魯詩の宗と號せらる」と記されているから、瑕丘江公の孫の江翁もまた昭帝治世の詩博士であったことが明らかにされる。

當然、書にもまた博士が存在したことが證明される。すなわち『漢書』巻七五夏侯勝傳を見ると、彼は「少くして孤。學を好み、（夏侯）始昌に從いて尚書及び洪範五行傳を受く。……徵されて博士、光祿大夫と爲る。たまたま昭帝崩ず」と略述されている。また同儒林傳＝夏侯勝傳に、「是れに由りて尚書に大小夏侯の學有り」とされているように、夏侯氏は書を師法とする儒者の一人であるから、夏侯勝が「昭帝崩」御以前に、その書博士であったことは確實である。

一方、同孔光傳を見ると、上記の「（孔）安國、延年、皆尚書を治むるを以て、武帝の博士と爲る」という先祖の學統を繼承して、「（孔）覇も亦尚書を治め、太傅夏侯勝に事え、昭帝の末年、博士と爲る」と明記されているから、孔覇もまた昭帝時代の書博士の一人に數えることができる。他方、同儒林傳＝歐陽生傳に、その「曾孫高、子陽に至りて博士と爲る」と記される歐陽高も、おそらく當時の書博士の中に加えてよいであろう。

ついで春秋博士について檢索すると、同巻七一疏廣傳に、

疏廣、字は仲翁、東海蘭陵の人なり。少くして學を好み、春秋に明らかなり。家居して教授し、學者遠方自り至る。徵されて博士、太中大夫と爲る。地節三年、皇太子を立つるや、丙吉を選びて太傅、廣を少傅と爲す。

と記述されている。この略歴以外にその詳細は不明であるが、博士・太中大夫をへて、宣帝初年の地節三年（前六七）に少傅に昇進している官歴から推測すると、疏廣は昭帝末年の春秋博士であった可能性が高い。

それでは易と禮のばあいはどうであろうか。まず易については、當時における博士の存在を仄示する最初の記事が一例見出される。すなわちまず『漢書』儒林傳＝丁寛傳を見ると、

丁寛、字は子襄、梁の人なり。初め梁の項生、田何に從いて易を受く。時に寛、項生の從者と爲るも、易を讀むこと精敏にして、材は項生に過ぐ。……景帝の時、寛、梁孝王の將軍と爲り、吳楚を距ぎ、丁將軍と號せらる。易說三萬

言を作るも、訓故して大誼を擧ぐるのみ。今の小章句是れなり。寛は同郡碭の田王孫に授け、王孫は施讎、孟喜、梁丘賀に授く。是れに繇りて、易に施、孟、梁丘の學有り。

と記され、つぎに同施讎傳に、「(施)讎、童子爲りしとき、田王孫に從いて易を受く。後に讎、長陵に徙る。田王孫の博士と爲るや、復た從いて業を卒ゆ」と述べられていて、ここに田王孫なる人物が易博士に就任したらしい一節がはじめて登場する。これらの記事によると、丁寛→田王孫→施讎・孟喜・梁丘賀という易の學統を跡付けることができるが、この田王孫の弟子の一人にあたる梁丘賀は、『漢書』百官公卿表下によると、宣帝中期の神爵三年(前五九)に少府に任命されている。また同卷八八儒林傳=梁丘賀傳には、「(京)房、出でて齊郡太守と爲るや、(梁丘)賀、更めて田王孫に事う。宣帝の時」云々という一節も見受けられる。もちろんただこれらの記事のみから正確な年時を擬定することは困難であるが、鈴木由次郎氏の研究(14)によると、彼が易博士に就任したのは、昭帝時代のことと推測されている。事實、田王孫は『史記』に立傳されない學者であるから、易にはじめて博士官が置かれるようになったのは、早くとも昭帝の在世中のことであったと想定しなければならない。

禮に博士が設けられたらしいことを示唆する記事も、昭帝時代になってはじめて出現する。すなわち同儒林傳=后蒼傳に、

后蒼、字は近君、東海郯の人なり。夏侯始昌に事う。始昌は五經に通じ、蒼も亦詩、禮に通じて博士と爲る。少府に至り、翼奉、蕭望之、匡衡に授く。

とある后蒼(倉)の博士就任の記事がそれである。ただしここではただ后蒼が「詩、禮に通じて博士と爲る」と記されているだけであるから、實際に彼が詩・禮いずれの博士に任命されたのかは判然としない。しかし同藝文志六藝略禮の項に、「漢興るや、魯の高堂生、士禮十七篇を傳う。孝宣の世に訖ぶまで、后倉最も明らかなり」とあり、また荀悅『漢紀』卷二五孝成皇帝紀に、「劉向、經傳を典校し、異同を考集して云う」と導言されて、「宣帝の時、少府と爲る。后倉

最も禮に明らかなりと爲る」とあるように、彼が禮、とくに士禮（儀禮）に通曉した學者であることが強調されている。そして『漢書』百官公卿表下によると、宣帝初年の本始二年（前七二）の條に、「博士后倉、少傅と爲る」と記され、また『文選』卷六〇任彥升「齊竟陵文宣王行狀」の注所引の「七略」によると、「宣皇帝の時、射禮を行う。博士后倉之れが辭を爲る。今に至るも、之れを記して、曲臺記と曰う」と述べられている。これらの斷片的な記事を補綴すると、おそらく后蒼は昭帝の最末年か宣帝の初年に博士に在官していた最初の禮學者であったと推測してよい。(15)

このように一瞥してくると、ほぼ易と禮に立脚すると考えられる博士官は、これら田王孫と后蒼の二人が最初であって、それ以前には兩經に指名されたと思われる博士官は、一名も檢出することはできない。とするならば、史料の示すかぎりでは、易と禮にはじめて博士が置かれるにいたったのは、昭帝から宣帝にかけての時代であったと結論づけなければならなくなる。前漢前期の思想界を想像するとき、易はまだ儒家の經典として十分尊重されるにいたらず、禮もまたつねに典據とすべき經典の缺如に直面せざるを得ない狀態にあったから、このような二經における博士官の空白は、あるいは當然の事態であったと考えるべきであろう。當時の儒家や經書の沿革・實狀については、あらためて別に考察しなければならないが、それらが國家によって公的に承認されるにいたるには、昭・宣二帝の時代におよぶ儒學の整備や熟成の期閒を必要としたのではなかろうか。

その意味から、五經の各自にはじめて明確に博士が出揃うようになるのは、宣帝時代になってからである。以下、先學の研究(16)に依據しつつ、それらの博士を拾集すると、およそつぎの十七名を列擧することができる。（括弧內は『漢書』の列傳を示す。）

㈠、詩――義倩（韋賢傳）・王式・張長安・薛廣德・王吉（以上、儒林傳）……計五名

㈡、書――夏侯建（夏侯始昌傳、儒林傳）・歐陽地餘・林尊・張山拊（以上、儒林傳）……計四名

㈢、春秋――貢禹（貢禹傳、儒林傳）・嚴彭祖・周慶・丁姓（以上、儒林傳）……計四名

㈣、易――張禹（張禹傳）・施讎（儒林傳）……計二名

㈤、禮――后蒼・戴聖（以上、儒林傳）……計二名

もちろんこれら十七名の中には、はたして當時實際に博士に就官していたか否か多少疑問のある人物も散在し、また當然右の列擧に記名の漏れた博士の該當者も存在するかもしれない。しかし少なくとも『漢書』を點檢するかぎり、宣帝時代には、詩・書・春秋・易・禮の各經に、それぞれ例外なく博士官が配置され、五經博士の全員が完整していることを確認することが可能になるのである。

以上に述べてきたように、『史記』と『漢書』を中心に、文帝から宣帝にいたる各帝の治世期閒に、一定の經典の博士に指名された經歷の明らかな人物を再整理すると、およそつぎのような圖表にまとめることができる。

宣帝までの前漢博士一覽

經名／帝名	文帝	景帝	武帝	昭帝	宣帝
詩	韓嬰 申培	轅固生	韓商 徐偃 魯賜	蔡義 韋賢 江翁	義倩・王式 張長安・薛廣德 王吉
書	鼂錯		張生 孔延年 孔安國	夏侯勝 孔霸 歐陽高	夏侯建・歐陽地餘 林尊・張山拊
春秋		董仲舒 胡毋生	公孫弘 褚大（張叔）	疏廣	貢禹・嚴彭祖 周慶・丁姓
易				田王孫	張禹・施讎
禮				后蒼	戴聖

右表によって一目瞭然とするように、まず文帝時代に詩・書を専門とする博士官が出現し、[17] つぎに景帝年間にそれらに新たに春秋が加えられ、やがてそれらを繼承して、武帝時代には三經のすべてに博士官が常置されるようになっている。[18] そしてつぎの昭帝年間にも博士は右と同じく三經各自に存置されているが、それと同時に易・禮の二經にもようやくそれらに依據する博士が登場するようになり、その結果、宣帝時代において五經博士の全員が整備されるようになったことがわかる。すなわちまず二經博士から出發して、つぎに三經博士に增加し、最後に五經博士として完成したという經緯が看取されるのである。とするならば、この五經博士の成立にいたる過程には、少なくともつぎの二つの事實が浮彫りにされるはずである。

すなわち第一は、武帝時代に博士が設置されたとしても、それは實際にはそれ以前の時代と何ら異なることなく、當時もまた單に前代以來の三經各自を中心とする博士が置かれていたにすぎなかったということである。再述するまでもなく、もし武帝が五經博士の制度を創設したとするならば、新しく易・禮の二經に博士を增設したという證據の片鱗が認められなければならない。しかしこれまで檢證してきたように、おそらく昭帝年間に田王孫が易博士に、またその最末年に后蒼が禮博士に任命されるまで、それ以前にはこれら兩經に博士官が新設されたという具體的な痕跡は、全く見出し得ないのである。

『藝文類聚』卷四六職官部二博士所引の『漢舊儀』などに、文帝のとき「博士七十人」と記されているように、當時、多數の博士が置かれていたはずであるから、もちろんそれらの中には無名の博士や所依の經典の不明な博士が數多く存在したことは十分に推測される。しかしくりかえして強調すると、武帝を含む以前の各帝の時代に、少なくとも五經の中でただ三經の博士官のみはほぼ各治世中に見出されるにもかかわらず、殘る二經に關するかぎり、その博士に任命された具體的な人物を一名も檢出することができないのである。この調査の結果は、一體、何を意味するものであろうか。それはたまたま偶然にそのような結果が史書に殘されたまでにすぎないとして、等閑に付すべき問題ではないはずである。そし

ておそらくこの事實は、武帝の時代には、實際上、詩を筆頭とする五經の博士官のすべてが、未確立であったことを間接的に示唆するものではなかろうか。

つぎに第二は、昭帝の晩期までに易博士と禮博士が誕生すると、前述のように、つぎの宣帝の時代にようやく五經各自を背景とする博士全員が併置されるようになったということである。その意味からここであらためて注目されるのは、『漢書』巻八宣帝紀の甘露三年（前五一）三月の條に見えるつぎの記事である。

諸儒に詔して五經の同異を講ぜしむ。太子太傅蕭望之等、其の議を平奏す。上親ら稱制して決に臨む。迺ち梁邱易、大小夏侯尚書、穀梁春秋に博士を立てり。

これは有名な石渠閣の論議を發令した詔敕の一部であるが、ここにはじめて公文書類において使用された五經の二字が見出される。そしてこの論議に參加した二十二名の學者のうち、詩の張長安・薛廣德、書の歐陽地餘・林尊・張山拊、春秋公羊傳の嚴彭祖、同穀梁傳の周慶・丁姓、易の施讎、禮の戴聖の計十人は、圖表で示したように、いずれも當時の博士であったことが證明される。さらにこのような會議が開催されること自體、はじめて「五經の異同」について討議する氣運が生じ、それにともなってそれらに再檢討や再整理を加える必要性が求められるようになったことを示すものではなかろうか。[19] ここにいたってようやく五經博士の制度は名實ともに成立し、完成を見るにいたったのである。

五　問題の所在——あとがき——

すでに別稿[20]において考察を試みたように、あらためて五經博士の中の五經という用語の成立や沿革について調査してみると、そこに思いがけない事實に遭遇する。すなわちその一は、先秦から前漢にかけて編纂された（とされる）文獻を網羅し、それらを逐一點檢してみると、五經の二字は先秦・漢初には存在せず、實は前漢末期の揚雄『法言』においてはじめて出現する用語であるということである。そしてその二は、『漢書』の文中から、制詔や議奏のようないわば公文書類

から直接轉寫されたと推定される記事を渉獵し、その内容を仔細に吟味してみると、意外にも、五經の稱謂はこの石渠閣の論議の敕文に記載される二字をもって、その實質的な用例の初見と見なすことができるということである。この二點から歸納するとき、五經とは前漢後半から末期にかけて成立し、とくに後漢以降、一般に常用されるにいたった用語であると結論づけることができる。

これまで眺めてきたように、前漢の宣帝時代までに博士官に登用された具體的な人名を收集し、それらをほぼ年代順に整理してみると、それらの初出や遞增の樣相は、あたかもこの五經の用語の出現や變遷と揆を一にするかのように思われる。すなわち秦漢時代における文獻の記錄を跡付けてみると、最初は六經の用語にのみ獨占されていた經書の汎稱が、しだいに五經のそれに取って替られるようになり、その結果、やがて宣帝のころを契機として、ついに五經が六經よりも優位を占めて用いられるようになる。このような五經の推移や定着は、ちょうど宣帝時代に五經博士が整備されたという動向と一致符合するものであろう。そしてこのような觀點からあえて大膽に發言するならば、五經の用語が未成立であった武帝時代に、五經を冠稱する博士制度が創設されるということ自體、きわめて不可解な事態であったという結論に達せざるを得ない。

最後にあらためて五經博士の設置を明記する『漢書』武帝紀の當該記事について檢討することにしよう。すでに指摘したように[21]、まず最初に留意すべきことは、この注目すべき記載が『史記』の中には全く見出しがたいという事實である。周知のように、その儒林列傳の序文は、「太史公曰く」として、孔子を鼻祖として儒學の歷史を說き起し、孟子・荀子などの學統をたどりつつ、春秋・戰國・秦をへて漢にいたる儒家の大勢を總論したのちに、「今上」武帝當時におけるその現況をつぎのように描出する。

今上位に卽くに及んで、趙綰、王臧の屬、儒學に明らかなり。而して上も亦之れに鄉う。是に於いて方正、賢良、文學の士を招く。是れ自りの後、詩を言うは、魯に於いては則ち申培公、齊に於いては則ち轅固生、燕に於いては則ち

韓太傅、尚書を言うは、濟南の伏生自りし、禮を言うは、魯の高堂生自りし、易を言うは、菑川の田生自りし、春秋を言うは、齊に於いては胡毋生自りし、趙に於いては董仲舒自りす。

一讀して明らかなように、ここには詩・尚書・禮・易・春秋の五つの儒學の經典とそれらを家學とする學者の姓名が整然と列記されている。しかもこれら八名の學者のうち、「詩を言う」申培をはじめとして、五名が博士に就任した人物たちである。したがって通說のように、もしこの前後に五經博士が開設されたとするならば、司馬遷はなぜここに儒學の確立を記念すべき歷史的な制度を明記しなかったのであろうか。當時、それがあまりに周知の事實であったために、司馬遷があえてそれを省筆したまでであると想定するのは、定說の先入觀に左右された不自然な解釋といわなければならない。

『史記』卷一三〇太史公自序に、司馬談が子の遷にあたえた遺言の中に、「今、漢興りて海內一統す。明主、賢君、忠臣、義に死するの士あり。余、太史と爲りて論載せずに、天下の史文を廢すること、余甚だ焉れを懼る。汝、其れ念えよや」と戒められ、それを受けて、司馬遷は、「余、嘗て其の官を掌るも、明聖の盛德を廢して載せず、功臣、世家、賢大夫の業を滅して述べず、先人の言う所を墮さば、罪焉れより大なるは莫からん」と述べている。このように司馬遷は先考の遺訓を繼承して、皇帝はもとより功臣・大夫などの功業を遺漏なく書き留めることを執筆の基本方針としていたのである。事實、武帝の晚年までに發生した前漢の重要なできごとは、細大漏らさず『史記』の中に記錄されているのであるから、司馬遷がこれほど儒學の趨勢に密接する五經博士の制度を等閑視し、それを公知の事實と見なして特筆しなかったなどということは、とうてい考えがたい事態である。したがってこのような『史記』における記載の缺如の理由については、從來の通說の視點からそれを說明しようとするよりも、『史記』撰述の當時、實際に五經博士の制度などは存在していなかったと理解する方が、論理的、實證的にはるかに矛盾なく納得できるように思われる。

既述のように、劉歆「移太常博士書」や趙岐「孟子題辭」に見られるように、文帝時代にはさまざまの儒學の經典に對して、各種の博士が設置されたことが記錄されている。前漢末期以後の學者の念頭には、おそらく博士設置の活潑な胎動

は、武帝よりもむしろ文帝の時代に比重が置かれて考えられていたらしい。前掲の『後漢書』翟酺傳に、「孝文皇帝、始めて五經博士を置く」と明記される一節は、まさしくそのような當時一般の有力な通念を代辯したものというべきであろう。同傳によると、翟酺は議郎・侍中をへて高第・第一の成績をもって尚書に補任され、順帝時代に光祿大夫・將作大匠に昇進した後漢後期の學者である。當時、『漢書』はすでに完成していたから、それが一般に流布していたことはいうまでもない。そのような時代に、いわば文教政策について順帝に說いた公的な「上言」の中で、武帝による五經博士の設置說と根本的に相違する發言がなされているということは、後漢においても、『漢書』の記載が必ずしも絕對的に支持されていたわけではなかったことを端的に示している。その意味から、五經博士の問題について再考察を試みるばあい、この翟酺の「上言」はあらためて檢討しなおすべき最重要の記事の一つとして、注目されなければならないであろう。

もちろんそれによって文帝年閒に五經博士が設置されたことが證明されるわけではない。その制度が文帝・武帝のいずれの治世に實現したとすべきか、その創設の年代については、おそらく前漢末期から後漢一代にかけて、すでに曖昧な狀態になっていたのであろう。事實、すでに觸れたように、劉歆や趙岐は文帝時代を博士官の發展期の一つと見なしながら、そこでは肝心の五經博士の問題については、あえて明言を避けているようにも感じられる。また『後漢書』を見ると、卷三章帝紀の建初四年（七九）十一月の條に、「漢、暴秦を承けて儒術を褒顯し、五經を建立して爲に博士を置く」とある詔敕をはじめとして、五經博士に關聯する文章が隨所に散見される。しかしそれらの中にも、建元五年における五經博士の設置を明示する記事を搜し出すことは困難なのである。

これまで概觀してきたように、おそらく五經博士の制度は、それと明確に意識されることなく、いつのまにか徐々に形成されたものであったために、後世、その具體的な出發點を措定することが不可能になっていたのではなかろうか。あたかもそれが文帝・武帝いずれか一方の時代に一時的に着手されたように確定しようとしたのは、後世の人々の加上的な臆測の所產にすぎなかったのである。したがってただ『漢書』という前漢一代の正史に記錄されているというだけの理由か

ら、武帝紀や百官公卿表上に略記される「置五經博士」の五文字を無批判に信用し、それを一方的に是認してこの問題を考察することは、かなり危險な結論を導き出す結果になりかねない。それはあくまでも五經博士の設置をめぐる關聯記事の一つにすぎず、また他に別に異說を擁する一說にすぎないからである。ましてこの五經博士の成立をもって、前漢武帝時代における儒學の興隆や國敎化の證左と見なし、古代一般の經學や思想について立論するような舊來の考察は、根本的に再檢討されなければならないであろう。

註

(1) 小論「儒敎成立史上の二三の問題——五經博士の設置と董仲舒の事蹟に關する疑義——」(『史學雜誌』七六—一、一九六七年)。この論文は四半世紀以前に發表された舊稿であるが、少なくともその論旨や結論自體については、今日なお訂正することはないと考えている。今後、これを基礎にいわゆる前漢武帝時代における儒學の國敎化の問題について、再檢討を試みることにしたい。本稿はそのための準備的な試論の一部である。

(2) たとえば日本人による代表的な論著として、狩野直喜『兩漢學術考』(筑摩書房、一九六四年)九「武帝以後の經學」に、「漢書儒林傳贊に、『初書唯有歐陽、禮后、易楊、春秋公羊而已』といって居るが、それは武帝が五經博士を立てられたるときの事にして、其後は各經につきて學派が段々多くなって居る」(五七頁)と記され、また武內義雄『中國思想史』(『武內義雄全集』第八卷思想史篇一所收、角川書店、一九七八年)に、「武帝のとき學官に立てられた五經博士は楊何の易、歐陽氏の尙書、轅固生の齊詩、后倉の禮學および胡毋生・董仲舒の公羊春秋の五經である」(一〇四頁)と述べられているなどが、その典型的な見解である。

(3) 博士官、とくに五經博士の設置や歷史を取扱った論考は枚擧にいとまないが、ここでは皮錫瑞『經學歷史』(同予周註釋、上海商務印書館、一九二九年)をはじめとして、中國人による比較的古い研究として、張金吾『兩漢五經博士考』(叢書集成初編所收、商務印書館、一九三七年)、胡秉虔『漢西京博士考』(同右)、王國維「漢魏博士考」(同氏『觀堂集林』卷四所收、藝文印書館、一九五六年)、錢穆「兩漢博士家法考」(同氏『兩漢經學今古文平議』所收、東大圖書公司、一九七一年)、顧頡剛「博士官」(同氏『秦漢的方士與儒生』新版第一一章所收、一九七八年)などがあり、比較的新しい研究として、羅義俊「論兩漢博士家法及其株生原因——兼及兩漢經學運動的基本方式——」(『中國文化月刊』一一六、一九八九年)、同氏「論兩漢博士家法——兼及兩漢經學運

動――」（『史林』一九、一九九〇―三）、同氏「兩漢博士家法株生原因論略」（『史林』二一、一九九一―一）の三篇のほかに、張漢東「秦漢博士官的設置及其演變」（吉林大學『史學集刊』一九八四―一）、林耀潾「西漢博士官考述」（『孔孟學報』五九、一九九〇年）、黃開國「漢代經學博士考辨」（『中國史研究』一九九三―二）などがある。

また日本人による論考として、狩野直喜『兩漢學術考』（前掲）五・六「漢初の博士（上）・（下）」などがあり、舊稿に對する批判的な研究として、平井正士「漢代儒學國教化の定說の再檢討」（附五經博士についての一解釋）（『杏林大學醫學部教養課程研究報告』三、一九七六年）、冨谷至「『儒教の國教化』と『儒學の官學化』」（『東洋史研究』三七―四、一九七九年）、佐川修「武帝の五經博士と董仲舒の天人三策――福井氏の所說に對する疑義――」（同氏『春秋學論考』Ⅲ第四章所收、東方書店、一九八三年）の三篇をあげておきたい。なお引用する論考は、のちに自著に收錄されたばあいは、その著書に準據する。以下、小論は右のいくつかの研究から有益な示教を得ているが、自說の考證や反論の論據として、一々それらを注記しないばあいが多いことをお斷りしておきたい。

（4）右註所引の各氏の論考を參照。

（5）沈欽韓『漢書疏證』は「弟子二字爲衍文」とし、侯紹文「兩漢博士之選試」（同氏『唐宋考試制度史』第肆編伍所收、臺灣商務印書館、一九七三年）も、ここにいう「博士弟子」の弟子の「二字恐係其衍文也」（四四八頁）としている。

（6）秦代の博士とその活動については、註(3)所引の張漢東氏論文のほかに、齊覺生「秦博士制度與廷議」（『大陸雜誌』一五―一二、一九五七年）や施之勉「秦博士掌通古今說」（『責善半月刊』二―二二、一九六八年）などを參照。

（7）註(3)所引の張漢東氏論文は、畢沅『傳經表』所引の『洞冥記』などを調査して、以上のほかに、李克・桂貞・圈公・沈遂の四名の秦の博士を收拾している。

（8）狩野直喜『兩漢學術考』（前掲）二「焚書と阬儒」は、「國家の大事に遇ひ、其意見を聞くを以て考ふれば、相當に此輩を重んぜし事を知るべし」（一七頁）と指摘している。

（9）田所義行『社會史上から見た漢代の思想と文學の基本的性格の研究――五經と韻文を主として――』（中國學術研究會、一九六五年）第二章「焚書坑儒の顚末」は、秦の博士として叔孫通と伏生を取上げ、彼らの言動を批判して、「もともと伏生の尙書所藏そのものがあやしい」（一三六頁）と疑問視している。

（10）津田左右吉『儒教の研究一』（『津田左右吉全集』第一六卷所收、岩波書店、一九六五年）第一篇「儒教成立史上の一側面」は、この「孟子題辭」の記事內容を「甚だ疑はしい」（一〇頁）と述べ、逆に內野能一郎『今文古文源流型の研究』（東京教育大學內野博士著書刊行會、一九五四年）第二編第三章は、「かかる制度はあるべき筈」（一七〇頁）であ

ると肯定している。

(11) この「五經博士」を「一經博士」に作る版本が傳存するが、前者の「五經」が正しいことは、註(3)所引の狩野氏論文および註(1)所引の小論を參照。

(12) 沈欽韓『漢書疏證』に、「博士、大夫は皆禮官なり。徐生に連なる。故に禮官大夫と稱す。眞に此の官有るに非ず」とあるのが參考にされる。

(13) 註(3)所引の錢穆氏論文によると、「則ち后蒼以前、禮を治むる者は多く善く容を爲して經に通ぜず。其の人率ね大夫と爲りて、博士と爲らず。大夫は博士と同じく禮官爲りて、同じく太常に屬するも、自ら別有り」(一八八―一八九頁)と明言されている。

(14) 鈴木由次郎『漢易研究』(明德出版社、一九六三年)第一部第二章「前漢の易學」によると、「孟喜が父の命令によって田王孫にしたがって易を學んだのは昭帝の時のことであったであろう」(二四頁)と推定されている。

(15) 註(3)所引の錢穆氏論文に、「而して漢廷には后蒼自り以前、禮を治むる者は僅かに大夫有るのみにして、博士無し」(一八九頁)と論定されている。

(16) 註(3)所引の各氏の論考、とくに張金吾・胡秉虔兩氏の著書による。

(17) 羅義俊「漢文帝置三經博士」(『中華文史論叢』一三、一九八〇年)は、高堂生を禮博士と推定して、當時、すでに三經博士が存置されていたと主張している。しかし『史記』・『漢書』ともに、高堂生の博士就任の記事は存在しない。

(18) 武内義雄『儒教の精神』(『武内義雄全集』第四卷儒教篇卷三所收、角川書店、一九七九年)によると、「孔子の當時、經典として取り扱われていた書物は詩と書との二つであった」が、「孟子のころになると、春秋の一經が加わった」(四九頁)と說かれ、詩・書と春秋が儒學成立當初の經典であったと述べられている。いわゆる專經博士の出現の軌跡と暗合することに留意される。

(19) 小論「石渠閣論議考」(『牧尾良海博士喜壽記念儒佛道三敎思想論攷』所載、山喜房佛書林、一九九一年)を參照。

(20) 小論「六經・六藝と五經――漢代における五經の成立――」(『中國史學』四、一九九四年)。この論文は五經博士のうちの五經について專論したものであり、本稿の博士官の問題と姉妹篇をなす研究の一部である。彼此あい參照下されば幸いである。

(21) 註(1)所引の小論を參照。

THE DEVELOPMENT OF THE *BOSHI* 博士 SYSTEM DURING THE QIN-HAN 秦漢 PERIODS

—Doubts about the Establishment of *Wujing-boshi* 五經博士 by Emperor Wu 武帝 of the Former Han—

FUKUI Shigemasa

According to widely accepted scholarly opinion, the *Wujing-boshi* (Erudites of the Five Classics) system was established in the fifth year of Jianyuan 建元 (136 B. C.) under the reign of Emperor Wu of the Former Han dynasty (206 B. C. —8 A. D.). However, there is no record whatsoever of this system in the *Shiji* 史記, and the *Hanshu* 漢書 itself does not indicate which books the appellation of "Five Classics" refers, nor does it state the names of those appointed to these five posts.

In this article, I attempt to deal with these questions by tracing the development of the *Boshi* system from the pre-Qin period through the latter half of the Former Han. I gather and examine on an individual basis the names of those men nominated as Erudites of the Five Classics during this period. I argue that it was not under the reign of Emperor Wu but rather under that of Emperor Xuan 宣帝 that the existence of such nominees can actually be confirmed from the extant historical documents. After analyzing the term "Five Classics" and the text of the *Hanshu*, I conclude that this famous system was not established by Emperor Wu but rather was a later creation erroneously attributed to Emperor Wu by the *Hanshu*.